

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正 する規則の制定について

令和5年3月17日
千葉県教育庁
教育振興部教職員課
電話 043-223-4046

1 規則の概要

本規則は、教育職員免許法の規定により、千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が授与する教育職員免許状等に関し必要な事項を定めた規則である。

2 改正理由

- (1) 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）の施行により教員免許更新制が廃止されたところ、法改正前の教員免許更新制により失効となった免許状の再授与について、申請者に対して過去に普通免許状を授与した事実を確実に確認できる場合には、一部の書類の添付を省略する等、円滑な再授与申請手続に努めるよう文部科学省より通知された。これを受けて、本規則で定める申請時の提出書類について、書類の一部を省略する等円滑な再授与等の手続を行うことができるよう、所要の改正を行う。
- (2) 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）により、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）等で定める各種様式について、氏名に加えて旧姓と通称名を併記することが可能となったことを踏まえ、規則で定める各種様式について所要の改正を行う。

3 改正内容

- (1) 教員免許更新制により失効した普通免許状に係る再授与等の申請があった際、過去に普通免許状を県教育委員会より授与された事実を確認できる場合には、従来添付を求めていた書類の一部を省略等できることとする。
- (2) 規則で定める各種様式について、氏名に加えて旧姓と通称名を併記可能とすることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととする。

4 施行日

令和5年4月1日